

■ 支援ネットワーク形成の立場から

一 山形県社会福祉士会 ぱあとなあ山形と

「成年後見及び高齢者虐待防止連絡会 こまくさ」の活動

山形県社会福祉士会 柴田 邦昭

1. 山形県社会福祉士会 ぱあとなあ山形の現状

私は、支援ネットワーク形成の立場から、実際に山形県の社会福祉士会がどのような機関と連携を図りながら地域で活動しているか、そういうところを紹介できればなと思っております。

山形県社会福祉士会の会員は、10月15日現在で382名です。県内では、社会福祉士合格者の約48%の方が会に入会をいただいております。これは全国で一番高い組織率になっており、この組織率が、山形県社会福祉士会の活動のいろんな場面で大きな力を発揮できると思っております。382名の会員の中で「ぱあとなあ山形」では、平成21年10月15日現在で71名（会員の18.6%）が家庭裁判所への名簿登録を行っています。

会員の中で、成年後見を受任するためには、日本社会福祉士会で1998年10月から行っている成年後見人候補者養成研修と、各都道府県支部での養成研修を修了した会員で、名簿登録した者としています。名簿登録者71名中、実際に受任している会員は51名で受任件数は、107件で（後見88、保佐8、補助3、後見監督人1、任意後見監督1、任意後見契約6）うち終了件数は17件（後見17）となっています。年6回の運営委員会を開催し、受任者の決定や、研修・広報の企画等を行うとともに、成年後見等権利擁護に関する相談の窓口になっています。

私自身も法廷後見人として2件、一人は精神障害の方で長期入院している方、もう一人は前科が38もありまして、精神病院に入院していた高齢の方でしたが、医療行為は必要ないということで、特別養護老人ホームに入所することになりました。その際に後見人を付けないと契約を結べないということで、「ぱあとなあ」に相談に来ました。病院にいるときは、チューブがついて褥瘡（じょくそう）ができて自分の意思表示もできないような状態だったのですが、特別老人養護ホームに移ってチューブが取れて自分で食事ができるようになって褥瘡（じょくそう）が治って今は歩行のリハビリの訓練をしています。その他に、任意後見として2人のご夫婦の任意後見もしております。

2. 第三者後見専門職連絡会の設立

次に、第三者後見の専門職連絡会の設立についてです。平成17年4月に第三者後見をしている専門職の連絡会議として、山形県弁護士会高齢者障害者に関する委員会、(社)成年後見センター・リーガルサポート山形支部、(社)日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ山形の三者で「成年後見に関する連絡会こまくさ」を設立しました。名称の「こまくさ」は高山に咲く花で、取り扱う内容が非常に重い内容のものになる連絡会なので、かわいらしく、誰にも愛される名称をとる事になり、「こまくさ」となりました。

専門職の連絡会議ですので、設立の目的は具体的なことはそれぞれの専門家が協力して社会的なネットワークを作っていくということ、また、それぞれの専門性を生かした啓発活動、情報交換、研修に努めるということ。それから高齢者、障がい者等の権利実現に向

けての制度の利用促進に向けた協力連携を図り、合同での相談会や講師の派遣などの活動に取り組んできました。

私ども社会福祉士会にとってこの三者での連絡会の設立は非常に大きな意味があります。山形のような田舎では医者や弁護士は非常に敷居が高く、弁護士事務所の前を通っただけで、顔を背けたくなるような雰囲気があります。弁護士に相談するのは本当に腹を決めてよし行こう。というぐらいなかなか相談に行けないようなところでした。そういう方々と日常にお話をしながら情報交換をすることによって、非常に親密な関係が生まれてきました。逆に弁護士の方や司法書士の方で成年後見を受任している方が、お年寄りから電話が来てその対応の仕方が分からないとか、ある先生からは「認知症って何」と聞かれました。そういう事を繰り返しながら、お互いの立場を理解できたという事については、非常に大きな役割を果たしたと思っております。

3. 高齢者虐待防止法への対応と「こまくさ」

平成18年4月1日高齢者虐待防止法の施行に伴い平成18年11月1日には名称を「成年後見及び高齢者虐待防止に関する連絡会こまくさ」と変更しました。

本来であれば、本部で提案している社会福祉士会と日本弁護士会とでの「高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げに着手すべきところであるが、山形ですぐその取り組みができれば良かったのですが、なかなか社会福祉士会そのものの足腰が弱いということもあり、とりあえず「こまくさ」に、高齢者虐待対応に関する機能も盛り込んで、＝二杯一杯＝という形で活動を始めました。名称も「成年後見及び高齢者虐待防止に関する連絡会こまくさ」と名称を変更して、日本社会福祉士会と弁護士会で提唱する高齢者虐待対応チームに対応できるようなものにしていこうという動きをしたところです。

これまでの主な活動として、①市町村行政で設置した「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」への講師派遣。(この場合、弁護士または、司法書士と社会福祉士がペアで講師を引き受け司法の視点からと社会福祉双方からの視点で講義を行っています。)②個別事例の対応相談。③山形県高齢者虐待防止県民フォーラムの開催、成年後見活用講座開催などの開催を行ってきました。

4. 活動の課題等について

1) ばあとなあ山形の活動強化

現在、名簿登録を行っている会員が71人のうち実際に受任をしている会員が51名です。ほとんどの方が仕事を持ちながら成年後見の活動をしています。大都市のように独立型の社会福祉士は山形にはたった1人しかおりません。鶴岡という地域の方ですが、他の方は私のように仕事を持ちながら、その仕事の合間に後見活動をしているという状況です。

人数がどんどん増えてきていることから、県内を四つのブロックに分けました。細かい小さい単位でばあとなあ会員が情報交換をしながら研修等を重ねています。しかし、日常的にスーパービジョンを行う体制が取れてなく、会員が戸惑いながら活動をしている実態があり、会としてその体制整備を行う必要があります。

2) 「こまくさ」と高齢者虐待対応チーム

平成21年度より、社会福祉士会に高齢者虐待対応委員会がなかったことから、その委員会を立ち上げ、その委員会が中心になって弁護士会と高齢者虐待対応チームを作っています。もちろんそこには司法書士会も入っていただいています。他の県では司法書士は高齢

者虐待対応チームには入っていませんが、山形の場合は弁護士さんの数も少ないということもあり、司法書士会の協力もいただき、従来のごまくさの流れを踏襲しながら高齢者虐待対応チームを編成しています。介入が必要な事例については、社会福祉士と弁護士・司法書士で編成する高齢者虐待対応チームにより対応し、「ごまくさ」はそのバックアップを行うという位置付けにしていますがまだ具体的ケースへの介入等の動きは見られていません。

3) 県及び市町村との連携

恥ずかし話ですが、山形県内は、今35の市町村の中で成年後見制度の利用支援事業という要綱を定めて取り組んでいるところが、14カ所しかありません。これは1月現在でその後の資料がなかったものですから、ちょっと古い資料ですが、おそらくその後あまり進んでないと認識をしております。これではいけないということで、「ごまくさ」で各市町村行政に対して「成年後見制度利用支援事業」の整備に関する要望書の提出を行いました。

また、今年度、県の委託を受け「市町村行政高齢者虐待担当職員等の研修」を受託しました。現在、それにプラスαの形で、もう少し日常的に相談を受けられる市町村行政、市町村の地域包括支援センターから日常的に相談を受けられるような窓口も含めた事業ができないかということをお県担当課と調整している所です。具体的な事業としては、今年度実施した市町村の行政職員の研修のほか県民会議の開催、市町村向け専門機関窓口の設置、常設相談窓口の設置、セミナーの開催等幅広い事業で構成するもので、社会福祉士会が県に要望している「権利擁護センター」的な機能を持つ内容となっています。担当課より、補助金はこれくらいで、という提示があったのですが、考えている事業内容と県の補助単価が低く、事業実施することにより、社会福祉士会でお金も人も大幅な持ち出しをしなければいけない状況になり、社会福祉士会の中でその体制が組めるかということで、検討をしています。

こういう形で行政に働きかけながら委託を受けて、市町村行政、それから、市町村の地域包括支援センター・問題を抱える当事者をバックアップしていくこと、それは、権利擁護センターの設置も視野に入れての活動をしていくことが必要であるということが、今山形県社会福祉士会で取り組む大きな課題と感じています。